

スポーツ振興くじ（第726回及び第727回）の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第173号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

平成26年9月12日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 河野 一郎

- 1 **スポーツ振興投票の名称**
別紙1～2のとおり
- 2 **スポーツ振興投票券の発売期間**
別紙1～2のとおり
- 3 **業務を委託する金融機関の名称及び所在地**
 - (1) 楽天銀行株式会社
東京都品川区東品川4丁目12番3号
(ただし、インターネット販売に限る。)
 - (2) 株式会社ジャパンネット銀行
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
 - (3) 株式会社三井住友銀行
東京都千代田区丸の内1丁目1番2号
(ただし、インターネット販売に限る。)
 - (4) 住信SBIネット銀行株式会社
東京都港区六本木1丁目6番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- 4 **合致の割合の種類**
別紙1～2のとおり
- 5 **指定試合を実施する期日又は期間**
別紙1～2のとおり
- 6 **試合当たり投票種類数**
別紙1～2のとおり
- 7 **指定試合で対戦するサッカーチーム名**
別紙1～2のとおり
- 8 **合致の割合の算式において本センターが定める率**
別紙1～2のとおり
- 9 **1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額**
別紙1～2のとおり
- 10 **その他**
発売及び払戻しは全国

- ・ **スポーツ振興投票の名称**
第726回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**
平成26年10月2日（木）～同年10月9日（木）
- ・ **合致の割合の種類**
開催された指定試合に対するそれぞれの投票とその指定試合の結果が合致した数を
開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。
t o t o G O A L 2（トトゴールツー）
1等 10割
- ・ **指定試合を実施する期日又は期間**
平成26年10月9日（木）
- ・ **試合当たり投票種類数**
t o t o G O A L 2
1試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点
「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類
- ・ **指定試合で対戦するサッカーチーム名**
t o t o G O A L 2
以下の対象試合のうち、試合No. ①及び②のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
10/9	①	サンフレッチェ広島 (広島)	柏レイソル (柏)
10/9	②	ガンバ大阪 (G大阪)	川崎フロンターレ (川崎)

- ・ **合致の割合の算式において本センターが定める率**
t o t o G O A L 2
1等 1分の1
- ・ **1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額**
t o t o G O A L 2
一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあつては、2億円）

- ・ **スポーツ振興投票の名称**

第727回スポーツ振興くじ

- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**

平成26年10月4日(土)～同年10月11日(土)

- ・ **合致の割合の種類**

開催された指定試合に対するそれぞれの投票とその指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

(1) B I G (ビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 6等 開催試合結果数(14)から5を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(2) B I G 1 0 0 0 (ビッグセン)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(11)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(11)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 4等 開催試合結果数(11)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(3) m i n i B I G (ミニビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(9)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(9)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(4) t o t o (トト)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(13)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(13)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(5) m i n i t o t o A組 (ミニトト エイクミ)

- 1等 10割

(6) m i n i t o t o B組 (ミニトト ビークミ)

- 1等 10割

(7) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(6)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

- ・ **指定試合を実施する期日又は期間**

平成26年10月11日(土)及び同年10月12日(日)

- ・ **試合当たり投票種類数**

(1) B I G

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(2) B I G 1 0 0 0

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(3) m i n i B I G

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(4) t o t o

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(5) m i n i t o t o A組

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(6) m i n i t o t o B組

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(7) t o t o G O A L 3

- 1試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類

・指定試合で対戦するサッカーチーム名

(1) BIG

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム

(2) BIG1000

以下の対象試合のうち、試合No. ③～⑬のサッカーチーム

(3) mini BIG

以下の対象試合のうち、試合No. ③、④、⑥～⑩、⑫及び⑬のサッカーチーム

(4) toto

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑬のサッカーチーム

(5) mini toto A組

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム

(6) mini toto B組

以下の対象試合のうち、試合No. ⑥～⑩のサッカーチーム

(7) toto GOAL3

以下の対象試合のうち、試合No. ①、②及び④のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
10/12	①	柏レイソル (柏)	サンフレッチェ広島 (広 島)
10/12	②	川崎フロンターレ (川 崎)	ガンバ大阪 (G 大 阪)
10/11	③	水戸ホーリーホック (水 戸)	カターレ富山 (富 山)
10/11	④	京都サンガF. C. (京 都)	ロアッソ熊本 (熊 本)
10/11	⑤	愛媛FC (愛 媛)	横浜FC (横 浜 C)
10/11	⑥	コンサドーレ札幌 (札 幌)	ジェフユナイテッド千葉 (千 葉)
10/11	⑦	松本山雅FC (松 本)	大分トリニータ (大 分)
10/11	⑧	アビスパ福岡 (福 岡)	カマタマーレ讃岐 (讃 岐)
10/11	⑨	モンテディオ山形 (山 形)	V・ファーレン長崎 (長 崎)
10/11	⑩	栃木SC (栃 木)	ギラヴァンツ北九州 (北九州)
10/11	⑪	ザスパクサツ群馬 (群 馬)	ファジアーノ岡山 (岡 山)
10/11	⑫	ジュビロ磐田 (磐 田)	FC岐阜 (岐 阜)
10/11	⑬	東京ヴェルディ (東京 V)	湘南ベルマーレ (湘 南)
10/12	⑭	ガイナレ鳥取 (鳥 取)	AC長野パルセイロ (長 野)

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) B I G

1等	25分の19
2等	100分の9
3等	50分の1
4等	25分の1
5等	25分の1
6等	20分の1

(2) B I G 1 0 0 0

1等	5分の3
2等	20分の3
3等	20分の3
4等	10分の1

(3) m i n i B I G

1等	2分の1
2等	5分の1
3等	10分の3

(4) t o t o

1等	10分の7
2等	20分の3
3等	20分の3

(5) m i n i t o t o A組

1等	1分の1
----	------

(6) m i n i t o t o B組

1等	1分の1
----	------

(7) t o t o G O A L 3

1等	5分の3
2等	5分の2

・1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) B I G

一口300円に対し、3億円（加算金のあるときにあっては、6億円）

(2) B I G 1 0 0 0

一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）

(3) m i n i B I G

一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）

(4) t o t o

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(5) m i n i t o t o A組

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(6) m i n i t o t o B組

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(7) t o t o G O A L 3

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）